

公益財団法人放射線影響研究所
反社会的勢力への対応に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人放射線影響研究所（以下「研究所」という。）における反社会的勢力との一切の関係を排除するための組織体制その他の対応に関する事項を定めることにより、研究所における反社会的勢力による被害を防止するとともに、研究所の社会的責任を果たすことを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において反社会的勢力とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に定める暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）
- (4) 暴力団関連企業（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標榜ゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
- (8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - イ. 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること。

- ロ. 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること。
- ハ. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること。
- ニ. 前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
- ホ. その他前各号に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること。

(反社会的勢力に対する基本方針)

第3条 研究所は、反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求には応じない。

- 2. 前項において、反社会的勢力からの不当要求に対し、研究所は、民事及び刑事の両面から法的対応を行うものとし、当該要求の理由の如何に関わらず、一切応じないものとする。
- 3. 研究所は、平常より、警察、弁護士等（以下「外部専門機関」という。）との緊密な関係を構築する。
- 4. 研究所は、前各項に規定する措置を講ずるに当たって、反社会的勢力に対応する役職員の安全を確保する。

(対応部署)

第4条 広島研究所は事務局総務課、長崎研究所は事務局庶務課を反社会的勢力対応部署（以下「担当課」という。）とし、担当課は必要に応じ、反社会的勢力に関する情報を管理・蓄積し、反社会的勢力との関係を遮断するための取り組みを支援する。

(事前確認等)

第5条 研究所は、研究所を当事者とする契約を締結する場合、当該契約の相手方が国及び地方公共団体並びに独立行政法人、地方独立行政法人、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）別表第1若しくは第2に規定された法人又は研究所が別に定める法人等（以下「国等」という。）である場合を除き、原則として、誓約書取り付け等の方法により相手方が反社会的勢力ではないことを事前に確認する。

- 2. 主として契約に関わる職員（以下「契約責任者」という。）は、事前の確認の過程で、当該契約の相手方の属性に疑義がある時には、上長に報告の上、担当課に報告する。その場合において、担当課長は事務局長に報告の上、事務局長が必要と判断する場合には、警察等への照会を行う。
- 3. 前項の規定による確認により契約の相手方が反社会的勢力であることが判明した場合、契約を締結してはならない。

4. 研究所は、研究所を当事者とする契約を締結する場合、当該契約の相手方が国等である場合を除き、原則として、契約書等に次の各号に掲げる条項を設けるものとする。
 - (1) 契約の相手方による当該契約の履行にあたり、反社会的勢力と一切の関係を持たないことを求める条項
 - (2) 契約締結後に、契約の相手方が反社会的勢力であることが判明した場合及び反社会的勢力が直接又は間接的に契約相手方を支配するに至った場合には、契約を解除できる条項
 - (3) 第1号又は第2号の規定に基づく契約解除の条項により研究所が契約を解除した場合、契約の相手方に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない条項

(契約の解除)

第6条 研究所は、研究所を当事者とする契約の締結後に契約相手方が反社会的勢力であることが判明した場合又は自ら若しくは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をしたと認められるときは、当該契約を解除することを原則とする。契約の解除に当たっては、契約責任者は事前に、所属長及び担当課長と協議の上、外部専門機関と十分に協議し、対応を行うものとする。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関し、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて研究所の信用を毀損し、又は研究所の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(不当要求への対応)

第7条 研究所は、反社会的勢力による要求に対しては、役職員の安全を最優先し、組織的に対応するものとする。

2. 反社会的勢力による不当要求を受けた者は、所属長に当該要求について速やかに報告し、さらに、報告を受けた所属長は速やかに担当課長に報告する。
3. 担当課長は、前項の報告を受けた場合、事務局長に速やかに報告するとともに、対応について協議し、必要に応じて警察への通報を行う。
4. 前項において報告を受けた事務局長は事案の重要性に応じ、理事長に報告する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する